

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業

↓ 法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載

↑ 標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

↓ 法定福利費を
請負金額に反映

下請企業

↓ 必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載)
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 (消費税込)

(内訳)

| 項目 | 数量 | 歩掛 | 単価 | 金額 |
|-------|--------------|----|----|---------|
| ○○○工事 | 材料費 | | | A |
| | 労務費 | | | B |
| | 経費(法定福利費を除く) | | | C |
| | 小計 | | | D=A+B+C |

法定福利費

| 法定福利費事業主負担額 | 対象金額 | 料率 | 金額 |
|------------------------|------|-----------|--------|
| 雇用保険料 | B | 1.050% p | E=…B×p |
| 健康保険料(※1) | B | 4.985% q | F=…B×q |
| 介護保険料(※2) | B | 0.450% r | G=…B×r |
| 厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む) | B | 8.887% s | H=…B×s |
| 合計 | B | 15.372% t | I=…B×t |

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.4%(協会けんぽ H24事業年報より)と仮定

| | |
|------|--------|
| 小計 | J=D+I |
| 消費税等 | K=J×5% |
| 合計 | L=J+K |

Q. 「内訳明示」する法定福利費の範囲は？

A. 原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分が対象になります。

Q. 保険料率はどのように調べるのか？

A. それぞれの保険に応じて、適用する保険料率を調べて下さい。

- ・健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等(個別に健康保険に加入している場合は、組合に問い合わせ)
- ・厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
- ・雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40~64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 法定福利費分も消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 健康保険、厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？

A. 常用労働者が5人未満の個人事業所は、健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。ただし、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。

Q. 見積書の作成方法を知りたい場合には何をみればいいのか？

A. 各専門工事業団体では、業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので、これを活用し、法定福利費を内訳明示した見積書を作成して下さい。また、国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、ホームページに公表しています。